

## 1 議 事 日 程（2日目）

[平成19年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成19年12月5日

午前10時開議

於議事室

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第1  | 議案第113号 | 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第2  | 議案第81号  | 財産の取得（史跡地）について                              |
| 日程第3  | 議案第82号  | 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について                     |
| 日程第4  | 議案第83号  | 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について                    |
| 日程第5  | 議案第84号  | 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について                 |
| 日程第6  | 議案第85号  | 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について                 |
| 日程第7  | 議案第86号  | 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第8  | 議案第87号  | 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について                  |
| 日程第9  | 議案第88号  | 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第10 | 議案第89号  | 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第11 | 議案第90号  | 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第12 | 議案第91号  | 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第13 | 議案第92号  | 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について                  |
| 日程第14 | 議案第93号  | 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第15 | 議案第94号  | 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について                  |
| 日程第16 | 議案第95号  | 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について                       |
| 日程第17 | 議案第96号  | 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について                    |
| 日程第18 | 議案第97号  | 太宰府展示館の指定管理者の指定について                         |
| 日程第19 | 議案第98号  | 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について                 |
| 日程第20 | 議案第99号  | 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について                  |
| 日程第21 | 議案第100号 | 市道路線の廃止について                                 |
| 日程第22 | 議案第101号 | 市道路線の認定について                                 |
| 日程第23 | 議案第102号 | 太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定について                       |
| 日程第24 | 議案第103号 | 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について                     |
| 日程第25 | 議案第104号 | 政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第26 | 議案第105号 | 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について              |
| 日程第27 | 議案第106号 | 太宰府市住居表示審議会条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第28 | 議案第107号 | 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について                 |
| 日程第29 | 議案第108号 | 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につ           |

いて

- 日程第30 議案第109号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について  
日程第31 議案第110号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第32 議案第111号 平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について  
日程第33 議案第112号 平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について  
日程第34 請願第3号 後期高齢者医療制度に関する請願  
日程第35 意見書第7号 民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

- |     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 原田久美子 | 議員 | 2番  | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番  | 長谷川公成 | 議員 | 4番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番  | 後藤邦晴  | 議員 | 6番  | 力丸義行 | 議員 |
| 7番  | 橋本健   | 議員 | 8番  | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番  | 門田直樹  | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治  | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 安部陽  | 議員 |
| 15番 | 佐伯修   | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂  | 議員 | 18番 | 福廣和美 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 不老光幸 | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

- |                 |      |                  |      |
|-----------------|------|------------------|------|
| 市長              | 井上保廣 | 副市長              | 平島鉄信 |
| 教育長             | 關敏治  | 総務部長             | 石橋正直 |
| 協働のまち<br>推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長           | 関岡勉  |
| 健康福祉部長          | 松永栄人 | 子育て支援<br>担当部長    | 村尾昭子 |
| 建設経済部長          | 富田讓  | 会計管理者併<br>上下水道部長 | 古川泰博 |
| 教育部長            | 松田幸夫 | 監査委員事務局長         | 木村洋  |
| 総務・情報課長         | 木村甚治 | 経営企画課長           | 今泉憲治 |
| 市民課長            | 武藤三郎 | 福祉課長             | 新納照文 |
| 都市計画課長          | 神原稔  | 上下水道課長           | 宮原勝美 |
| 生涯学習課長          | 藤幸二郎 |                  |      |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

- |        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  | 書記   | 花田敏浩 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第113号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第1、議案第113号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成19年第4回太宰府市議会定例会本会議2日目を迎えました。

本日も提案申し上げます案件は、条例の一部改正の1件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第113号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、本年8月8日の人事院の給与勧告に伴い、国家公務員の例に準じて条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、民間給与との較差が1,352円、0.35%となっておりまして、給与構造改革におけます給与カーブのフラット化を踏まえて、中高年層は据え置き若年層に限定して給料月額を引き上げ、少子化対策への推進への配慮から子供等に係りますところの扶養手当を500円引き上げ、1人につき6,500円といたします。

また、勤勉手当につきましては本年12月に支給分を0.05月引き上げ、来年度以降この0.05月を2分割いたしました。6月、12月とも0.025月引き上げて0.75月の支給とするものでございます。

以上、添付資料の新旧対照表をご参照いただきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

議案第113号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第81号 財産の取得(史跡地)について

○議長(不老光幸議員) 日程第2、議案第81号「財産の取得(史跡地)について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第81号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第18まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第3、議案第82号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第18、議案第97号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第18までを一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第82号について通告があつていますので、これを許可します。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今回指定管理者が指定されるに当たり、たくさんの業者の方が参画されたと思います。私一番、議案第82号が特に目についたわけです。これは、指定管理者となつた方が長崎県佐世保市の方で、株式会社エルベックになっておるわけですね。

この体育センターというのは、一番市民の方も利用者多いと思います。したがいまして、この体育センターの指定管理者の際にどれだけの応募団体があつたのか、それが1点と。2点目は、機能的な運営を行わせるためには地元の団体あるいは企業が一番好都合ではなかつたのかというふうに私は考えておるわけです。それによってまた税収という問題もあるとも思われますが、このときのそういう応募団体数、それから、なぜ地元企業が取れなかつたかということについてお伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） まず1点目についてでございますけども、応募団体数につきましては、民間企業と地元の関係、関連団体合わせまして4団体でございます。

2点目につきましては、市の広報ですとかホームページ等々で幅広く一般公募いたしまして、施設の経営管理能力等のノウハウを持った関係団体や企業などを公平、公正に審査を行いまして、総合的な判断、判定で高い得点の団体を選定いたしております。

以上でございます。

（14番安部 陽議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） いいですか。

（14番安部 陽議員「はい」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） これで議案第82号についての質疑を終わります。

次に、議案第83号から議案第97号までについては、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第82号から議案第97号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19と日程第20を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第19、議案第98号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第20、議案第99号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第19及び日程第20を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

議案第98号及び議案第99号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21と日程第22を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第21、議案第100号「市道路線の廃止について」及び日程第22、議案第101号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第21及び日程第22を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第100号及び議案第101号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第23と日程第24を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第23、議案第102号「太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定について」及び日程第24、議案第103号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第23及び日程第24を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第102号及び議案第103号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 議案第104号 政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第25、議案第104号「政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第104号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26と日程第27を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第26、議案第105号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」及び日程第27、議案第106号「太宰府市住居表示審議会条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第26及び日程第27を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第105号及び議案第106号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第107号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第28、議案第107号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第107号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29から日程第31まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第29、議案第108号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」から日程第31、議案第110号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第29から日程第31までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第108号から議案第110号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32と日程第33を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第32、議案第111号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」及び日程第33、議案第112号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第32及び日程第33を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第111号及び議案第112号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第34 請願第3号 後期高齢者医療制度に関する請願

○議長(不老光幸議員) 日程第34、請願第3号「後期高齢者医療制度に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番(武藤哲志議員) ただいま後期高齢者医療制度に関する請願の趣旨について、議長の許可をいただきましたので、説明をさせていただきます。

この請願については、筑紫・朝倉地区社会保障推進協議会、ちくし法律事務所の稲村晴夫弁護士が代表者になっております。

先日も全員協議会で、担当の課長より詳しくこの後期高齢者医療制度についての資料配付、また以前にも説明を受けておりましたが、この医療制度が現在の国民健康保険で一本化されていたのが介護保険として切り離され、今度は後期高齢者医療、しかも前期と後期とありまして、本当に担当部局としては大変な業務が国の制度によって負担を生じることになるわけでありまして。

また、本日の新聞にも載っておりましたが、国は徴収率低下になりますと、どうしてもペナルティーを科して特別交付金を減額をする、その金額だけでも年間2,500億円を超えるという金額になっているということでもあります。特にこの後期高齢者医療制度については大変厳しい内容でありまして、全国の地方議会、全国市議会でも見直しを求める意見書が全国各地から出されております。

この後期高齢者医療制度は、県ごとになっておるわけですが、全く所得の少ない方についても課税対象になりますし、もし未納になれば健康保険証を取り上げられると。今までは高齢者や乳幼児については健康保険証の取り上げはできないようになっておりましたが、今回からこういう無年金者について、保険料を納付しない場合については健康保険証を法的に取り上げていいという法律内容になっております。こういう状況にありますし、またこの後期高齢者医療制度については、終末医療については自宅でできるだけ迎えていただきたいという、医療も二本立てになっております。本来、高齢者が病院にかかるたびに大変な医療費がかかるということで、できるだけ医療費も抑えたい、医療制限をする、しかも負担も1割負担、2割負担とい



う形に変えてくる、こういう状況で本当に内容的にも問題があります。

それともう一点は、この福岡県は全国47都道府県の中で均等割額が5万935円、所得割額が9.24%という最高額になりました。こういう状況ですので、できれば国、広域連合にやはりこういう負担率が高い内容、また担当から減免の問題についても、所得によっては9割軽減だとか5割軽減、こういう状況もありますが、本当に少ない年金生活、この方々から後期高齢の健康保険料、介護保険料を引いて、本当にわずかな年金で生活をしていくというのは大変な状況であります。そのためにも議会が、少しでも負担を軽くするために、国やそして広域連合に意見書を出していただくことをお願いする請願であります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 意見書第7号 民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第35、意見書第7号「民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 「民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書」について説明をさせていただきます。

皆様のお手元にありますように、民法第772条第2項は「婚姻の解消若しくは解消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」と嫡出推定の規定を定めています。この規定は、もともとは法律上の父親をはっきりさせて子供の身分を早期に安定させるためのものでした。しかし、制定から100年以上たった今、離婚、再婚をめぐる社会情勢の変化などもあり、時代に合わなくなっています。

例えばこの規定があるために、実際には新しい夫との間にできた子供であっても、離婚後300日以内の出生であれば前夫の子と推定され、出生届を提出すると前夫の戸籍に入ることになってしまいます。そのため、事実と異なる者が父親とされることを嫌って、出生届を出さず無戸籍となっている方々があります。

そうした方々の救済のため、法務省は今年5月に通達を出し、離婚後妊娠の場合に限り医師

の証明を添付することで、現在の夫の子として出生届を認める特例救済措置が実施されています。

しかし、この特例で救済されるのは全体の1割程度で、圧倒的に多いのは対象外となっている離婚前妊娠のケースです。離婚前妊娠に関しては、やむを得ない事情を抱えて離婚手続に時間がかかるケースが多く、救済を求める声が強くなっています。

よって、政府におかれては慎重に検討しつつも、子供の人権を守るため、離婚前妊娠であっても社会通念上やむを得ないと考えられるものについては、現在の夫の子として出生届を認めるなど、嫡出推定の救済対象を拡大するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

あて先は手元にありますように、衆議院議長河野洋平様、参議院議長江田五月様、内閣総理大臣福田康夫様、法務大臣鳩山邦夫様、以上でございます。

皆様方のご賛成をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第7号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月13日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時23分

~~~~~ ○ ~~~~~